

藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部
改正について

藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のよう
に改正する。

2022年（令和4年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部
を改正する条例

藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成元年藤沢市
条例第39号）の一部を次のように改正する。

第5条の2ただし書中「あつては」の次に「、新産業の森北部地区整備計画区域
を除き」を加える。

別表第4新産業の森北部地区整備計画区域の項中「10分の5」を「10分の6」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、新産業の森北部地区地区計画において地区整備計画が
変更されたことに伴い、当該地区計画の区域内における建築物の制限について変更
する必要による。